

マネジメント及び販売代理契約書

つながるネット株式会社（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、甲が乙のマネジメント業務及び販売代理業務を行うに際し、下記のとおり、マネジメント及び販売代行契約を締結する。

第1条（目的）

甲及び乙は、乙が甲のアーティスト及び専門家として、本契約に定める活動を行い、甲が乙の活動に関してマネジメント業務を行うことを目的とする。

第2条（活動の内容）

乙は、本契約期間中、甲の指示に従い、下記に定める Gifted&Talents の活動（以下「ギフトタレ活動」という。）を行うものとする。

- ① 実演：ライブイベント、コンサート、映画、演劇、テレビ、ラジオ、インターネット、コマーシャル、講演、取材、写真撮影等への出演、コンパクトディスク、ビデオ、CD-ROM 等その他あらゆる記録媒体への収録
- ② 著作：音楽、文芸、美術、写真、映画等の創作、編集、翻訳、翻案等、二次的著作物の創作
- ③ 制作：各種企画及び制作。セルフプロデュースも含め一部参加及びその他全ての参加形態
- 2 アーティスト活動は例示であり、別段の定めがない限り、乙の表現、創作、制作に関する全ての活動について特に制限を設けず、甲がマネジメントを行う。
- 3 専門家活動は、甲が定める場所で、乙の能力を活かしアドバイス及びサポート業務を行うものとし、甲がマネジメントを行う。

第3条（マネジメント業務の内容）

乙のギフトタレ活動のために甲が行うマネジメント業務（以下「マネジメント業務」という。）は、下記のとおりとする。

- ① 企画制作：甲のギフトタレ活動に関する企画・制作
- ② 宣伝：各種媒体に対する認知獲得のための広告宣伝
- ③ 営業：ギフトタレ活動に関する顧客の開拓と獲得
- ④ 契約：第三者との契約折衝及び締結並びに名目の如何を問わず全ての対価の受領
- ⑤ 商品化：肖像権、パブリシティ権、その他いずれも、ギフトタレ活動を行うなか、アーティストの名称、肖像などを用いグッズの企画制作・販売を実施し、その他イベントによるサービスの事業化
- ⑥ 前各号に付帯関連する業務
- 2 マネジメント業務は、甲が行うものとし、乙は甲以外の第三者にマネジメント業務を行わせる場合は、甲に伝える。
- 3 甲は、乙のギフトタレ活動を促進するために、ギフトタレ業務について、甲の判断でその一部を第三者に委託し、又は第三者の協力を得ることができるものとする。

第4条（権利の帰属等）

乙のギフトタレ活動により生じる法律上の諸権利の全て（将来発生する権利を含み、「知的財産権等」という。）は、乙に帰属する。ただし、甲の活動により創出された諸権利は、甲に帰属する。

- 2 知的財産権等は、例えば下記のとおりとするが、これらに限られない。
- ① 著作権（翻訳、翻案及び二次的著作物の利用権を含む。）
- ② 録音権・録画権、放送権・有線放送権、送信可能化権、譲渡権及び貸与権など実演家

の著作隣接権

- ③ 商業用レコードの二次使用料請求権、商業用レコードの賃与に関する報酬請求権及び私的録音録画補償金請求権など実演家の報酬請求権
 - ④ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権などの工業所有権
 - ⑤ 肖像権、パブリシティ権（氏名、肖像、筆跡、経歴、その他アーティストのアイデンティティを表象する事項の利用権）
 - ⑥ 実演、著作、制作及び肖像その他に関わる記録媒体若しくは固定物についての所有権
- 3 甲は、知的財産権等を自ら行使することはもちろん、甲自らの判断によりこれらの知的財産権等の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、許諾し、賃与し、又は質入れしその他担保に提供し、その他一切の方法により移転することができる。
- 4 甲は、知的財産権等に関して、その権利を所轄官庁へ登録する制度が設けられているものについては、これを自らの名義をもって出願及び登録することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

第5条（ギフト活動の報酬）

甲は、乙に対し、本契約の有効期間中、乙のギフト活動及び知的財産権等の対価として、乙が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により、支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

- 2 支払い日及び金額については、別途「Gifted&Talents 活動料金表」定める。

第6条（経費の負担）

甲の指示により、乙のギフト活動に関する経費（交通費、宿泊費、通信費その他一切の経費を含む。）は、甲の負担とする。

- 2 前項に定める経費を乙が立て替えた場合、乙は領収証を甲に提出するものとする。甲は、乙から受領した領収証に基づいて、速やかに経費精算を行う。

第7条（名称、肖像等の広告宣伝使用）

甲は、本契約の有効期間中独占的に、本契約終了後は非独占的に、乙のギフト活動に関して広告宣伝を目的として、変名・実名を問わず乙の名称及び肖像、筆跡、経歴等を無償にて使用することができ、乙はこれら資料の提供及び作成に協力する。

第8条（契約地域）

本契約に基づいて甲がマネジメント業務を行う地域は、日本国内ほか全世界が含まれる。

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。

- 2 甲及び乙が、本契約期間終了日の2か月前までに書面により別段の意思表示をしない場合には、本契約は同一の条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 本契約が終了した場合であっても、本契約第4条、本条、第10条、第12条及び第13条は引き続き効力を有する。
- 4 本契約が終了した場合であっても、下記に該当する第三者との契約に関しては当該契約の有効期間が終了するまで本契約も引き続き効力を有するものとする。
 - ① 本契約の有効期間中に乙のギフト活動につき、第三者と甲との間にて締結された契約
 - ② 本契約の有効期間中に乙のギフト活動につき、第三者と甲との間にて契約の折衝が開始され、本契約終了時において仕掛かりとなり、その後において成約となった契約

第10条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 前項（1）又は（2）の確約に反し本契約をしたことが判明した場合
 - (2) 前項（3）の確約に反し本契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項（4）の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
- 4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第11条（契約解除）

乙が次のいずれかの事由に該当したときは、甲は何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に定める条項に違反し、乙に対し催告したにもかかわらず14日以内に当該違反が是正されないとき
 - (2) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (3) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
 - (4) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
 - (5) 甲乙間の信頼関係が破壊されたと甲が認めたとき
 - (6) その他前各号に準じる事由が生じたとき
- 2 前項の場合、乙は、解除によって甲が被った損害の一切を賠償するものとする。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決する。

第13条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書を作成し、甲及び乙が合意の後署名を施し、各自保管する。

年 月 日

(甲) 住 所 香川県高松市成合町 1067-7
氏 名 つながるネット株式会社
代表取締役 森 修

(乙) 住 所

氏 名

後見人・親族代理人

住 所

氏 名